

いつまでも愛する猫と一緒にいられるために

中野区

愛猫手帳



この愛猫手帳は、災害時や愛猫が家から逃げてしまった場合の身元証明としてもご活用ください。

 猫の名前

 猫の誕生日

年 月 日

飼い主との写真貼付欄

 飼い主の連絡先

住 所

氏 名

電 話

 猫の特徴

種 類

性 別 オス ・ メス

毛の長さ 長 ・ 普 ・ 短

体 長 cm

特 徴

性 格

不妊去勢 未 ・ 済

年 月 日

マイクロチップの番号

※令和4(2022)年6月1日以降にペットショップやブリーダーから猫を購入した場合、環境省サイトのマイクロチップ情報を変更登録することが飼い主の義務です。

ワクチン接種等の記録

混合ワクチン			ノミ・ダニ駆除
接種年月日		混合ワクチンの種類	
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月
年	月	日	月～ 月

かかりつけの動物病院

動物病院名	主治医	電話番号

愛猫は最後まで責任をもって飼いましょう

飼い始める前に、ともに幸せに暮らすことができるか、最後まで愛情と責任をもって飼うことができるか、よく考えましょう。

どうしても飼えなくなった場合でも、たとえ飼い主が先に亡くなった場合でも、愛猫が安全に安心して暮らせる環境を用意してあげることが飼い主の努めです。



「もしも」のときのこと 考えておきましょう

もしも…

ペットを飼い続けられなくなったときのため ⇒ ペットの引き受け先を決めておきましょう

ペットが病気になったときのため

⇒ 治療費の蓄えや保険への加入をしておきましょう

ペットに介護が必要になったときのため

⇒ 相談できる獣医、家族、友人とのつながりを持ちましょう

近隣の人に迷惑をかけないようにしましょう

区に寄せられる猫に関する苦情相談の主な内容は、ふん・尿などの被害によるものです。

中野区のような住宅街では近隣の人に配慮した飼い方が大切です。

そのためにも、猫は室内で飼うことをお願いしています。



飼い猫との約束

1. 飼い主としての責任を十分に自覚します。
2. 生涯にわたり飼い続けられるよう責任を持ちます。
3. 猫の感染症や病気について正しい知識を持ちます。
4. 近隣の人に迷惑をかけないように飼います。
5. ペットフードについて、正しい知識を持ちます。
6. 猫の習性に応じて、適切な運動をさせます。
7. 清潔なトイレと寝床を提供します。
8. みだりに繁殖しないよう、不妊去勢手術を心がけます。

猫に関する法律について

(動物の愛護及び管理に関する法律)

動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨

この法律は、動物の虐待防止、動物の適正な取扱い、その他動物の愛護に関する事項を定めて、動物愛護の気風を招き、生命尊重など情操を養い育てることを目的の一つにしています。

マイクロチップ情報の変更登録は飼い主の義務です！

令和4(2022)年6月1日からペットショップやブリーダーは、販売する犬猫へのマイクロチップの装着及び環境省サイトへの登録が義務となり、犬猫を購入した飼い主は環境省サイトのマイクロチップ情報の変更登録が義務となっています。

第39条の6

犬又は猫を取得した日から30日を経過する日までに変更登録を受けなければならない。

猫を傷つけ殺すことは犯罪です！

猫を虐待して殺したり、傷つけることは禁止されています。違反すると処罰されます。

第44条第1項 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。

飼い猫にえさや水を与えないなどの衰弱虐待は犯罪です！

飼い猫にえさや水を与えないで放置することは禁止されています。違反すると処罰されます。

第44条第2項 愛護動物に対し、みだりに給餌若しくは給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

飼っている猫を捨てることは犯罪です！

飼っている猫を捨てたり、引越しのときに置いていくことは禁止されています。違反すると、処罰されます。

第44条第3項 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

猫は法律で愛護動物に指定されています！

猫は法律により、適切に管理し、保護する動物に指定されています。

第44条第4項 「愛護動物」とは

- ① 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いとうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- ② ①以外で人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの

猫を飼うために

猫は室内で飼いましょう



家の外は、猫にとって危険がいっぱい！ ほかの猫とのケンカや交尾による病気の感染、交通事故や心ない人からのいじめ、連れ去りなど…。しかし、外の危険性を猫に教育することはできません。

室内飼いのメリットはたくさんあります。猫の健康管理をする上で、食事量のコントロールやトイレを掃除する際に尿の色や量から体調を判断することもできます。猫は、家の中が安心だとわかり、適切な食事や運動を満たしてあげれば、やたらと外に出たがることはありません。

● トイレのしつけ

猫は決まった場所で排せつする習性があるので、トイレのしつけは簡単です。寝起きや食事の後、臭いを嗅いでまわったりして、場所を探している様子を見つけたら、すぐに用意したトイレに連れて行きます。これを2～3回繰り返すと、自分から行くようになります。

トイレが汚いと他の場所で排せつしてしまうので、トイレはこまめに掃除しましょう。トイレの数は猫の数+1が理想です。

最近では「システムトイレ」と呼ばれるトイレ砂とペットシートが一体になったものもあります。掃除の時間も節約できて、衛生面や消臭面でも優れています。



● 爪とぎ

爪とぎは猫の習性のひとつです。マーキングの意味もあるので、爪とぎポストがないと壁やソファなどで爪とぎをしてしまいます。猫のお気に入りの場所に、幅15cm、長さ50cm位の爪とぎポストを固定しておけば、喜んでそこで爪をとぎます。

爪とぎポストの材質は猫によって好みがありますので、いろいろ試してみてください。



● 運動

猫は、垂直方向への運動を好みますので、キャットタワーやキャットウォークなどの上下運動のできる場所を作ってあげましょう。

また、チョロチョロ動くおもちゃなどで遊んであげるだけでも満足します。遊ぶ時は猫の狩猟本能を満たすような、おもちゃや遊び方を工夫してみましょう。



● 体のお手入れ

猫は体をなめてお手入れをする習性があります。そのときに毛を飲み込み、それを固まりとして吐き出しているのが猫の毛玉です。毛玉はときとして胃や腸の中にたまって胃腸障害を起こすことがあります。定期的にブラッシングをしたり、タオルなどで拭くことで、毛玉の発生を防ぎ、なめらかな手触りと美しく輝く毛づやにしましょう。

● ノミ・ダニ・フィラリア対策

ノミは、猫がかゆがるだけでなく、寄生虫や皮膚病の原因になります。

ダニも人畜共通感染症等の原因となります。ノミ・ダニ、心臓に寄生すると突然死することもあるフィラリア症等、病院で薬をもらうなどの対策をしましょう。猫が外に出なくても、人が媒介してしまう可能性もあります。



● 不妊去勢手術をしましょう

メスの場合、不妊手術をすることで、卵巣や子宮などの病気になる可能性を低くするだけでなく、発情期の問題行動を起こさなくなります。また、オスの場合は、去勢手術をすることで、部屋の中のマーキング（尿を撒き散らす匂い付け）を予防できます。

多頭飼育の崩壊

飼い主が世話できる数以上に猫を増やしてしまい、ついには世話ができなくなる事例が大きな社会問題となっています。

子猫を生ませる予定がないのなら、不妊去勢手術をしましょう。

2回も出産させればすぐに10頭を超え、一人の人がきちんと世話できる数以上になってしまいます。

子猫はかわいいですが、生まれてきた子猫をすべて飼うことはできますか？

猫が行方不明になったら

猫にも身元表示をしましょう

猫は人間のように、迷子になっても自分の住所や電話番号を言うことができません。猫が迷子になっても連絡がとれるように、飼い主が迷子札（飼い主の氏名、電話番号などの連絡先を記入した首輪など）やマイクロチップ（猫の個体識別を可能にする電子標識器具）をつけてあげましょう。

※マイクロチップについては動物病院にご相談ください。

※令和4（2022）年6月1日以降にペットショップやブリーダーから犬猫を購入した場合環境省サイトのマイクロチップ情報を変更登録することが飼い主の義務です。



迷子の猫の探し方

万が一、飼っている猫がいなくなった場合、飼い主は自分で探さなければなりません。

1. 自宅内をよく探しましょう

まず、室内をよく探してみましょ。狭い隙間など、普段では考えられないところも探してみましょ。屋内にいないとわかったら、物置やエアコンの室外機の下、庭の植え込みの中など、狭くて暗い場所を探してみましょ。

2. 近所をよく探しましょう

猫は、高い木の上から降りられなかったり、暗くて狭いところでじっとしていたりすることがあります。名前を呼びながら、猫の目線で探してみましょ。

3. 保健所などへ問い合わせをしてみましょ

保健所、東京都動物愛護相談センター、警察などに問い合わせをしてみましょ。また、交通事故に遭ってしまい、亡くなった場合のことも考え、中野区清掃事務所や区の道路維持係へ運ばれていないかも尋ねてみましょ。

（問い合わせ先 P13）

4. ご近所へのアピールを

ご近所の方の許可を得て、家の壁に写真入りの搜索願いのポスターを掲示することも効果的です。

猫の健康管理と病気の予防

かかりつけの動物病院を決めておきましょう

猫は具合が悪くても具合の悪さを見せようとしない動物です。猫の健康管理のため、定期的に動物病院で健康チェックを受けましょう。

また、恐ろしい伝染病から猫を守るため、ワクチン接種を受けましょう。



猫の高齢化について

猫は、1歳で成猫になり、7歳から高齢期を迎えます。

高齢期を迎えると見た目は変わっていきませんが、免疫力と共に筋肉や内臓機能が低下し、少しずつ変化が出てきます。

歩行が困難になったり、トイレが自分でできなくなったり、寝たきりになったりすると、人間同様に介護が必要となります。介護するということは決して楽なことではありませんが、猫を家族として愛しているからこそ、介護についても考えましょう。

また、医療費は決して安くはありません。急なケガや病気はもちろんのこと猫が高齢になったときのことを考え、医療費の貯金をしたり、ペット保険に入るなど自分に合った方法で、もしものときに備えましょう。

そして、いつかは別れのときがきます。そのときは笑顔でおくってあげられるように、普段から後悔しないよう、たくさんの愛情を持って、大切に育てましょう。

また、大切な家族であった愛猫を失う悲しみや苦しみは、他人が想像する以上に深いものです。ペットロス症候群は避けられないかもしれませんが、普段から心の準備をするなどの対応を心がけましょう。

※ペットロス症候群

ペットを失ったストレスがきっかけで、飼い主が精神的にまいってしまうこと。



災害から愛するペットを守るために

災害時、避難はペット同行で

地震などの災害が発生すると、自宅での生活が困難になることがあります。「中野区地域防災計画」では、原則としてペットと一緒に避難することを希望する被災者に対し、全ての避難所で受け入れることを定めています。

【避難所でのペット受け入れルール】

- 受け入れる動物は、小動物（犬・猫・鳥等）のみ
- ケージの中に入れる
- 飲料水、ペットフード、ケージ、トイレ用品、常備薬等は、飼い主が用意する



年に一度、「犬」の同行避難訓練を実施しています

※現在のところ、猫その他ペットの同行避難訓練は実施していません
区では（公社）東京都獣医師会中野支部と共同で、区立小中学校を会場とする「総合防災訓練」で犬の同行避難訓練を実施しています。

- ★事前申込制です
 - ★車での来場はできません
 - ★見学はどなたでもできます
 - ★ペット防災の展示と講義も行う予定です
- 実施にあたっては、区報及び区ホームページでお知らせします。



日頃から災害発生時の避難方法について話し合しましょう

- 自宅が安全な場合 ⇒ ペットにとっては自宅が一番安心できる場所です
自宅が安全なときは自宅で過ごしましょう
- 自宅に戻れない場合 ⇒ ペットと共に避難所へ

安心してペットと共に避難できるように



感染症の予防を 人が動物由来感染症にかからないために

- 伝染病ワクチンを接種しましょう
- ノミ・ダニの駆除、フィラリア対策
- ペットに触れた後は、手指を清潔にしましょう
- ふん・尿の処理を衛生的に行いましょう

最低限のしつけを

- 嫌がらずに移動用ケージに入る訓練をしましょう
- 普段から家族以外の人や動物に接し、社会性を身につけさせましょう

非常用ペット用品の準備を

災害発生時にはペット用品も入手が困難になります。日頃から備えましょう。

- ペットフードと水（最低3日できれば7日分）
- おやつ（猫のストレス解消に） ○ペットの食器（フード用と水用）
※荷物やゴミを減らすため、レトルトパウチもお勧めです。
- 首輪と伸びないリード（首輪には迷子札をつける） ○キャリーバッグ・ケージ
- トイレ用品（ペットシート等） ○常備薬・療食食
- ペットの写真（飼い主と一緒に写っているもの、正面と横顔）



迷子対策にマイクロチップを

マイクロチップ（個体識別を可能にする電子標識器具）は迷子対策に有効です。装着に関しては動物病院に相談して下さい。

令和4（2022）6月1日以降にペットショップやブリーダーから犬猫を購入した場合、環境省サイトのマイクロチップ情報を変更登録することが飼い主の義務です。

（装着後に飼い主の変更などがあった場合は必ずデータを変更しましょう）

飼い主のいない猫について

飼い主のいない猫はどうして増えるの？

現在、保健所には飼い主のいない猫に関する様々な苦情や相談が寄せられています。

こうした猫は、「人間が猫を捨てたこと」や「不妊去勢手術をしていない飼い猫を外に出すこと」など、元々人間が原因で増えてしまったもので、地域の問題となっています。

計算すると、
1頭の猫から
2年後には
80頭に



- 1回の交尾でほぼ100%妊娠
- 妊娠期間2か月
- 1年に1～3回出産
- 1回の出産で2～8頭出産
- 子猫は10か月で最初の妊娠が可能



地域に猫が増えるとどうなるの？

- 猫がごみをあさる
- 猫を気の毒に思う人による置きえさが増える
- 地域に猫のふん・尿の被害が増える
- 発情期の猫のケンカによる騒音被害が起こる
- 発情期の後に猫がさらに増える

地域で猫が増え始めたときには、早めに適正な管理をすることが大切です。

地域で話し合い、ルールを作り、皆で協力し、「地域猫」として管理しましょう。

猫を飼っている人が
すぐにできること

- 飼い猫を捨てない！
- 飼い猫に不妊去勢手術を！

*外に出さない猫でも身元表示と不妊去勢手術は必要です。

(不妊去勢していない猫が災害などで迷子になると、猫が増える原因になります)

※猫は動物愛護管理法で『愛護動物』と指定されており、基本的に殺処分等を含め、行政による「飼い主のいない猫」の捕獲は行っていません。

飼い主のいない猫をどうすればいいの？

『地域猫』の管理には以下の基準があります



☆ 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく「家庭動物等の飼育及び保管に関する基準」第5の6

- ①不妊去勢手術をする
- ②排せつ物を適切に処理する（トイレの設置など）
- ③環境に配慮してえさを与える（えさを放置しない）

周辺地域の住民の十分な理解の下に、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努める。

地域には「猫を迷惑に思っている人」と「猫を助けたい人」がいて、それぞれが対立してしまうことが多くあります。

この状態を解決するためには、地域での理解と合意、協力が必要です。

飼い主のいない猫の寿命は5年程度といわれていますので、適正な管理が続けば数は減少していくと考えられます。

迷惑に思っている人

「ふんをされて困る」
「鳴き声がうるさい」
「置きえさが不衛生」

理解と協力が必要

地域猫ボランティア (正しい管理ができる)

「猫がこれ以上増えないようにしたい」

間違った管理方法では

不妊去勢をせず、置きえさのみ行うことにより猫が増加し対立が深まってしまう

正しい管理方法では

- ・猫の被害が減る
- ・猫が増えない

正しい管理をやめてしまうと

- ・猫がごみをあさる
- ・置きえさが増える
- ・地域外からの猫が増える

猫を助けたい人

(助け方がわからない)

「猫がかawaiiそうなのでえさを与えたい」

正しい管理をしている地域では、世話をしている方に声をかけ、地域猫の活動にご協力ください

地域猫活動には助成制度があります

飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施し地域猫活動を推進するため、町会・自治会と個人（中野区地域猫共生推進員）に対し、助成制度があります。詳しくは中野区保健所までお問い合わせください。

猫に関する窓口、問い合わせ先一覧

□ 猫に関する相談

- 中野区保健所衛生環境係 (3382)6662 (右地図参照)

□ 猫が亡くなったとき (死体の引取り(有料))

- 中野区清掃事務所 (3387)5353

※ペット葬儀社やペット霊園などは
ご自身でお探してください。



□ 道路などで亡くなった猫の死体処理

- 都道・私有地
中野区清掃事務所 (3387)5353
- 区道
中野区 道路管理課 (3389)1111



□ 猫が迷子になったとき

- 東京都動物愛護相談センター (3302)3507
※病気や負傷している猫を保護收容します。
- その他、猫を保護している人が、保健所や警察署に届け出ている
ことがありますので、お問い合わせください。

□ 新しく猫を迎えたいとき

東京都動物愛護相談センターでは、センターやボランティア団体で保護されている犬や猫を、家族として迎え入れていただくための譲渡事業を行っています。

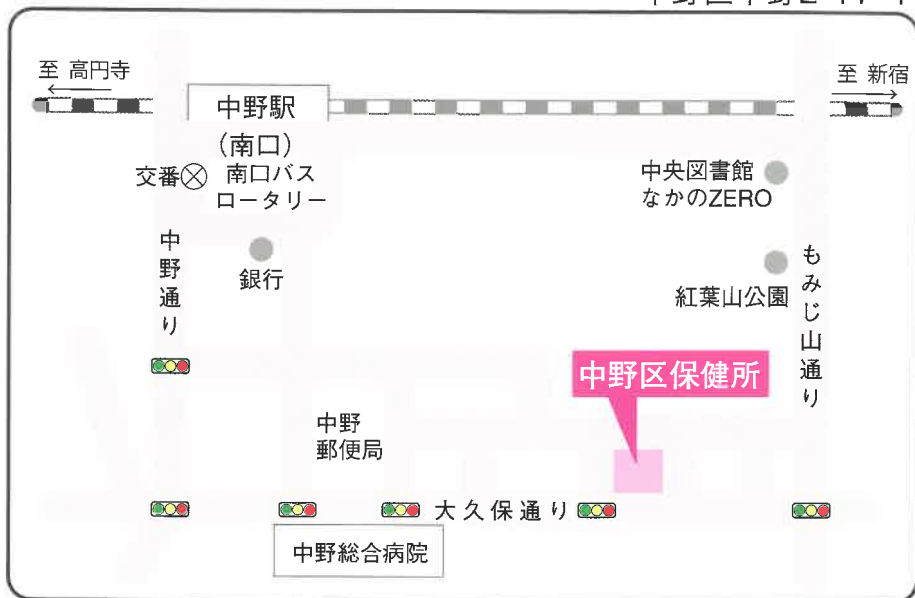
詳しくは、情報サイトや電話でお問い合わせください。

- 東京都動物愛護相談センター (3302)3507
- 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」 <https://wannyan.metro.tokyo.lg.jp/>



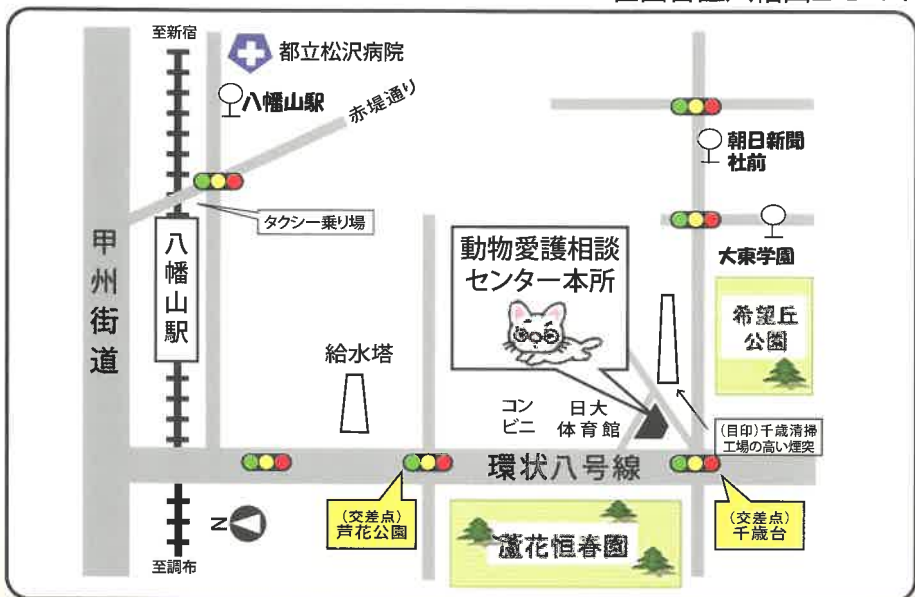
中野区保健所

中野区中野2-17-4



東京都動物愛護相談センター

世田谷区八幡山2-9-11



《広告》

公益社団法人東京都獣医師会中野支部

中野区獣医師協会

中野区獣医師会は動物との共生事業に携わりながら区民の豊かな生活を支えるために日々努力を重ねております。

○獣医師会の主な活動

- ・狂犬病予防集合同時注射事業
- ・ペット相談事業
- ・総合防災訓練（ペットとの同行避難）への参加
- ・地域猫の不妊去勢事業
- ・学校動物飼育支援事業 など



獣医師会会員動物病院名簿(令和5(2023)年12月1日現在)

北 部

ケペル動物病院 03-3338-3554 まつざわ動物病院 03-3310-2355
大塚犬猫病院 03-3951-0643

中 央

工藤動物病院 03-3371-3963 アミーペットクリニック 03-3389-7860
はちや動物病院 03-5942-5449 本町動物病院 03-3380-1010

南 部

南中野ペットクリニック 03-3380-5554 斉藤動物病院 03-3381-1626
リトルピース動物病院 03-3381-1122 タカマ動物病院 03-3370-1180
南台どうぶつ病院 03-5388-9996 21動物病院 03-3370-2121
やよい動物病院 03-5385-1099

愛する猫のために♪

中野区 **愛猫手帳**
令和6(2024)年3月発行
中野区保健所 衛生環境係

